環境学習動画教材制作業務　公募型プロポーザル実施要領

1　目的

市内企業が実施する環境配慮の取組を題材として、小学生向けの環境学習動画教材を制作し、児童の環境問題に対する理解を深めるとともに、身近な生活と環境とのつながりへの気づきや、環境配慮行動の実践を促すことを目的とする。

また、学校現場での活用を前提とした教材とすることで、環境教育の充実及び継続的な学習機会の創出を図る。

2　業務概要

（１）業務名　　環境学習動画教材制作業務
（２）履行期間　　契約締結日から令和９年３月３１日（水）まで
（３）業務内容　　別紙１「環境学習動画教材制作業務仕様書」のとおり

3　予算

見積り限度額　　１，５００，０００円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

4　日程

（１）プロポーザル実施の公告日　　令和８年11月16日（月）
（２）参加申込書の提出期限　　令和８年11月26日（木）まで
（３）参加資格審査結果通知　　令和８年11月27日（金）までに通知
（４）質問の受付期間　　令和８年11月16日（月）から
　　令和８年11月24日（火）まで
（５）質問に対する回答　　令和８年11月25日（水）まで
（６）提案書提出期限　　令和８年12月　４日（金）まで
（７）プレゼンテーション　　令和８年12月　８日（火）
（８）選考結果通知　　令和８年12月　９日（水）
（９）業務委託契約締結　　令和８年12月中旬

※上記の日程は、変更となる場合があります。

5　参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

（１）地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当しないこと。
（２）下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止の措

置を受けていないこと。
（３）下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿の大分類「企画製作」に登録があること。
（４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（民事再生法に基づく再生計画の認可決定を受け、かつその取消しの決定を受けていない者を除く。）でないこと。
（５）過去５年間（令和３年度から令和７年度まで）に、国、地方公共団体、これらに準ずる機関又は民間企業等が発注した動画制作業務を１件以上受注し、履行を完了した実績を有すること。
（６）共同企業体による参加にあっては、全構成員が上記（１）から（５）に示す参加資格を満たしていること。

６　参加申込手続
（１）提出書類
ア　参加申込書（様式１）　１部
イ　参加者の概要（様式２）　１部
ウ　動画制作業務実績調書（様式３）　１部
※参加資格要件に該当する動画制作業務の実績を１件以上記載すること。

なお、共同企業体による参加にあっては、参加申込書の申込者は共同企業体名義とし、「参加者の概要（様式２）」及び「動画制作業務実績調書（様式３）」は構成員ごとの提出をお願いします。
（２）提出方法　　電子メール
（３）提出期限　　令和８年 11 月 26 日（木）
（４）提 出 先　　下関市環境部環境政策課
kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp
（５）参加資格審査の結果通知
ア　通知日　令和８年 11 月 27 日（金）
参加申込書を提出したにもかかわらず、「参加資格審査結果通知書（様式４）」が届かない場合は、お手数ですが、令和８年 12 月１日（火）午後５時までに下関市環境部環境政策課に電話でご確認ください。
イ　通知方法　電子メール
ウ　その他
参加資格審査の結果について、当該通知日の翌日から起算して７日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができるものとしま

す。

7　質問の受付及び回答

（1）質問

ア　提出様式　別紙「質問書（様式５）」のとおり

イ　提出方法　電子メール（受信確認の連絡を行ってください。）

ウ　受付期間　令和８年 11 月 16 日（月）から
　　令和８年 11 月 24 日（火）まで

エ　提 出 先　下関市環境部環境政策課
　　kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

オ　本プロポーザルに関する質問及び確認事項については、全て市を窓口とし、題材企業に直接問い合わせないこと。

（2）回答

ア　回答方法　電子メールにより、質問者のみに通知します。

イ　回 答 日　令和８年 11 月 25 日（水）まで

8　提案書作成方法等

（1）提出書類

ア　提案送付書（様式６）　１部

イ　提案書（任意様式）　正本１部、副本４部

ウ　見積書（任意様式）　１部

（2）提出期限

令和８年 12 月４日（金）　午後５時必着

（3）提出方法　持参又は郵送

なお、郵送の場合は、受取日時及び配達されたことが証明できる方法によることとし、郵便事故等については、市はその責めを負わないものとします。

（4）提案書の作成方法

ア　別紙１「環境学習動画教材制作業務仕様書」中、「５　業務内容」の全ての項目について、提案内容を具体的に記載すること。

イ　別紙２「評価項目及び評価の視点・判断基準」に定める各評価項目に係る内容について、それぞれ提案内容を記載すること。

ウ　別紙１－１「制作対象及び教材構成」に示す題材を踏まえ、動画教材の企画方針、全体構成、各動画の内容及び映像表現について具体的に記載すること。

エ　別紙１－１に定める対象学年の児童の発達段階を踏まえた分かりやす

い説明方法、興味・関心を引き出す工夫及び学校の授業での活用方法について記載すること。

オ　企画・構成、撮影、編集、確認及び納品までの業務実施体制並びにスケジュールについて記載すること。

カ　動画制作業務の実績については、参加申込時に提出した「動画制作業務実績調書（様式３）」を審査の参考とするため、提案書への重複記載は不要とする。ただし、当該実績に関連する技術力やノウハウ等については、必要に応じて提案書に記載することができる。

キ　提案書はＡ４版（Ａ３版の折り込みは可とする。）とし、表紙及び目次を除き１５ページ以内とすること。また、目次及びページ番号を付すこと。なお、Ａ３版１ページはＡ４版２ページとして換算する。

ク　提案書（正本）の表紙に、提出年月日、商号又は名称、代表者氏名、連絡先を記載すること（押印不要)。

ケ　提案書には、正本の表紙を除き、企画提案者の商号又は名称、代表者氏名又はロゴ等の提案者を類推可能となるものを記載しないこと。

コ　文字のサイズは１２ポイントを基本とし､その他のフォント､色の設定、図表の表示等は自由とします。

サ　表記内容は､専門知識を有しない者でも理解しやすいものとするよう配慮すること。

シ　過去に制作した動画をプレゼンテーションで使用する場合は､提案書に当該動画の概要（作品名、制作内容、再生時間等）を記載すること。なお、使用できる動画は２作品以内、再生時間は合計３分以内とする。

（５）提出先　下関市環境部環境政策課

（６）留意事項

ア　１者１提案とします。

イ　見積書には、本業務に必要となる総費用を記載すること。総費用は、消費税及び地方消費税相当額を含む金額とし、内訳についても可能な限り詳細に示すこと。ただし、「３　予算」に示す見積り限度額以下であること。

ウ　企画提案に当たっては、別紙１及び別紙１－１に示す制作条件を踏まえること。

エ　企画提案に当たっては、題材企業への直接の問い合わせ、取材、訪問等を行わず、別紙１及び別紙１－１に示す情報を基に提案書を作成すること。なお、必要な確認事項については､「７　質問の受付及び回答」に定める手続によること。

９　審査方法

（１）評価基準

別紙２「評価項目及び評価の視点・判断基準」のとおり

（２）プレゼンテーション及びヒアリングの実施

提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施します。

プレゼンテーションは、提出した提案書に基づいて説明してください。提案書類の提出時に添付していない資料等の追加は認めません。ただし、提案書に記載した制作実績動画については、プレゼンテーション中の再生を認めます。

ア　日　　程　令和８年12月８日（火）

（実施時間及び会場等の詳細については別途通知します。）

イ　出 席 者　３名以内

ウ　実施時間　（ア）プレゼンテーション　２０分

（制作実績動画の再生時間を含む。）

（イ）質疑応答　１０分

※事業者の入替え時間として、別途１０分程度を設けます。

エ　貸出物品　机、椅子、スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブル

プレゼンテーションに使用するパソコン及び動画再生に必要な機器等は、企画提案者において準備すること。

オ　そ の 他

プレゼンテーションの順番は、市が企画提案者に代わって行うくじ引きにより決定します。

プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、候補者として選定しません。

（３）候補者の選定方法

ア　市が設置した環境学習動画教材制作業務プロポーザル審査委員会（以下「審査委員会」という。）が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行います。

イ　失格者を除き、各評価項目の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を候補者とし、随意契約の交渉を行います。ただし、その者と合意に至らない場合又はその者が辞退若しくは本実施要領の規定に違反した等の理由により業務を受託できなくなった場合は、総合点が次に高い者と交渉を行います。

ウ　イにおいて、総合点が同一の企画提案者が複数いた場合は、「価格点」以外の評価点の合計が高い者を候補者として選定します。なお、「価格点」

以外の評価点の合計についても同一の場合は、総費用が低い者を候補者として選定し、総費用も同額の場合は、当該者のくじ引きによって候補者を選定します。

エ　上記にかかわらず、総合点が評価点全体の６０％未満の場合は、候補者として選定しません。

オ　企画提案者が１者のみの場合においても審査を行い、審査委員会の議決により、候補者を決定します。なお、企画提案者が１者の場合は、総合点が評価点全体の６０％以上の場合に候補者として選定します。

カ　審査経過に関する質問には回答しません。ただし、10 に定める選定結果についての説明の求めを妨げるものではありません。

10　選定結果について

選定結果は、候補者の選定後にプレゼンテーション及びヒアリングに参加した全ての企画提案者に「選定結果通知書（様式７）」により通知します。なお、選定結果について、当該通知日の翌日から起算して７日以内に、書面（任意様式）にて市に説明を求めることができるものとします。

また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を本市のホームページ（しごと・事業者＞入札・契約・登録＞業務委託等の部屋（上下水道局を除く）＞プロポーザル情報）に公表します。

（１）所管課及び業務名

（２）企画提案者数

（３）候補者の名称及び総合点

11　契約締結に向けての協議

（１）提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、候補者と当該業務の仕様等について交渉を行った上で、見積書の提出を求め、契約を締結します。

（２）業務の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできません。

（３）業務の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）の規定に基づきこれを適切に取り扱うものとします。

12　情報公開

市は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成１７年２月１３日条例第１６号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとします。

ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合があります。

また、本プロポーザルによる契約締結前において、公正又は適正な候補者選定に影響を及ぼすおそれがある情報については、契約締結後に開示するものとします。

13　その他

（１）提出書類の取扱い

ア　提出された書類は返却しません。

イ　提出後の訂正及び差替えは、市から指示があった場合を除き認めません。

ウ　提出された書類は、本プロポーザルにおける候補者選定以外の目的では使用しません。

エ　提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合があります。

（２）本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とします。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を本市に請求することはできません。

（３）参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する場合（選定後に辞退する場合も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出してください。

（４）次の事項のいずれかに該当する企画提案者は失格とします。

ア　参加資格要件を満たしていない場合又は満たさなくなった場合

イ　提出書類に虚偽の記載があった場合又は不備があった場合

ウ　実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法及び書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合

エ　選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合

オ　プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合

カ　見積書の金額が、見積り限度額を超過した場合

キ　本プロポーザルに関し、市の承諾なく題材企業に直接接触し、情報収集、取材、現地確認その他企画提案に係る働きかけを行った場合

（５）提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとしますが、当該業務の契約相手となった者が作成した提案書については、市が必要と認める場合は、市は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとします。

（６）提案内容に含まれる特許権など、日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利対象となっているものを使用した結果生じた責任は、企画提案

者が負うこととします。

（７）参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとします。

（８）手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限ります。

14　提出・問合せ先

下関市環境部環境政策課企画政策係（担当：小林（こばやし）・舟川（ふなかわ））

〒751-0847　下関市古屋町一丁目１８番１号

電　話：083-252-7115

E-mail：kkseisaku@city.shimonoseki.yamaguchi.jp

15　施行期間

本要領は、令和８年１１月１６日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。